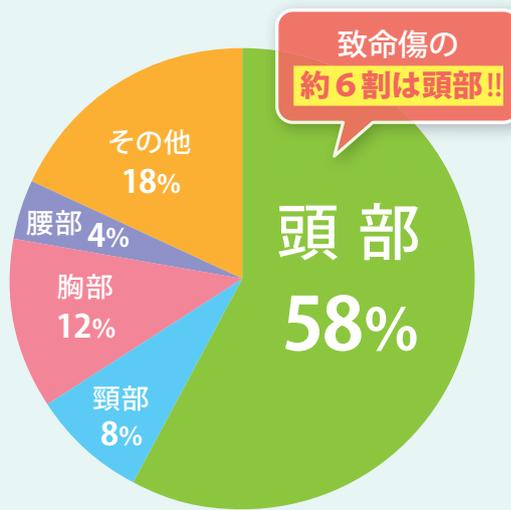


◆ 自転車に乗るときはヘルメット着用を！



【ヘルメット着用状況別致死率 (H29～R3合計)】

出典：警察庁



【自転車乗用中の死者の致命傷部位 (H29～R3合計)】

出典：警察庁

自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

自転車乗用中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約2.2倍になっています。

大切な命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

※群馬県内では、令和3年4月1日から、群馬県交通安全条例で努力義務化。令和5年4月1日からは、道路交通法で、全国的に努力義務になりました。

◆ 自転車は車両です。交通ルール・マナーを守って楽しく自転車に乗らしましょう。

車道は、左側を通行
右側通行は禁止

歩道は徐行し、
歩行者優先

原則は車道通行!

車道よりを徐行し、歩行者に十分配慮!

普通自転車が歩道を通行できるのは

- 道路標識や道路標示で指定された場合
 - 13歳未満の子供
 - 70歳以上の高齢者
 - 身体の不自由な方
- 運転者が
- 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

自転車事故の削減に向け、群馬県では自転車道等を整備中です。

自転車道 (緑石など工作物により区画)
普通自転車専用通行帯 (標識・標示により分離)

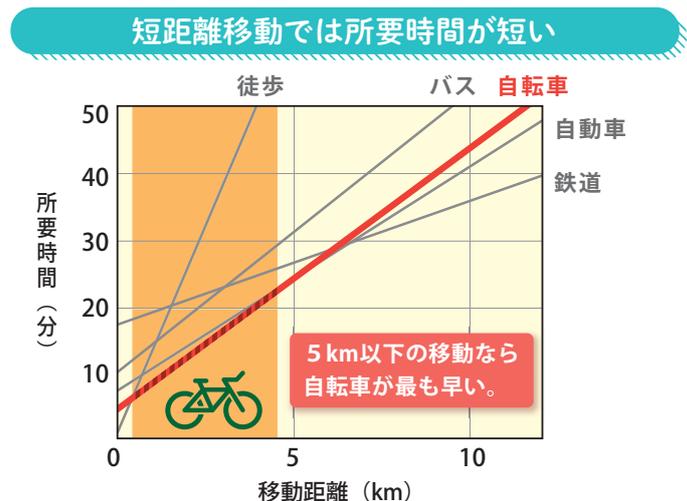
自転車道や普通自転車専用通行帯がある場合、普通自転車はその自転車道や通行帯を通行しなければなりません。

※ 普通自転車専用通行帯のイメージ

矢羽根型路面標示

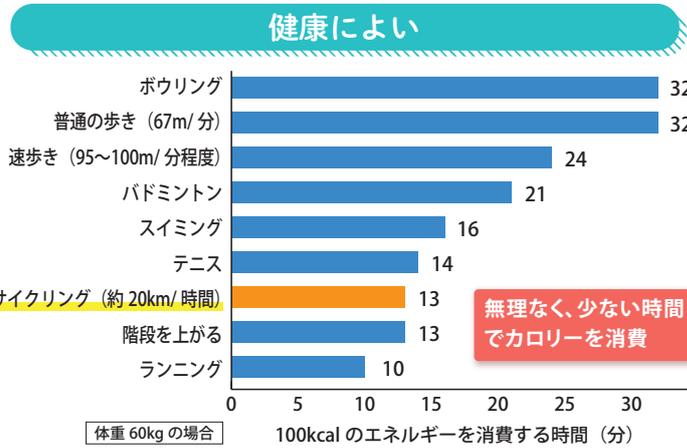
車道での自転車が通行する場所と進行方向の目安を記した表示です。

◆ 自転車利用は、健康増進、環境保全など様々なメリットがあります。



【都市内の交通手段としての自転車の特徴】

出典：群馬県自転車活用推進計画 (H31.3)



【活動内容別の100kcalのエネルギー消費量】

出典：群馬県自転車活用推進計画 (H31.3)



群馬県

【問合せ先】

群馬県 県土整備部 道路管理課 交通安全対策室
027-226-2388